

## 多賀城市上下水道告示第7号

多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月21日

多賀城市下水道事業の管理者の権限を行う多賀城市長 深谷 晃祐

### 多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、多賀城市総合治水計画の一環として雨水浸水防除能力の向上を図るため、建築物等の敷地に雨水流出抑制施設を設置する者に対し、予算の範囲内において雨水流出抑制施設設置助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水流出抑制施設 雨水を地下に浸透させ、又は一時貯留することにより、雨天時における公共下水道等への流入水の低減を図ることを目的として設置する浸透施設又は貯留施設をいう。
- (2) 浸透施設 浸透孔を有する雨水浸透ますとその周囲の充填材から構成され、建築物等の雨樋等からの雨水を集水し、地下に浸透させる機能を有する施設をいう。

(3) 貯留施設 建築物等の雨樋からの雨水を貯留し、一時的に当該雨水の流出を抑制する機能を有する施設をいう。

(4) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備をいう。

(5) 指定工事店 多賀城市下水道条例（昭和53年多賀城市条例第11号）第8条第1項に規定する指定工事店をいう。

（対象施設）

第3条 助成金の交付の対象となる雨水流出抑制施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める基準に適合していること。

(2) 指定工事店が施工したものであること。ただし、施工により排水設備に変更が生じない場合であって、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(3) 浸透施設にあつては、浸透能力が500リットル以上のものであること。

(4) 貯留施設にあつては、転倒防止策が講じられた、総容量が120リットル以上のものであること。

2 前項第3号に規定する浸透施設は、一の敷地につき1基を限度とする。

（助成対象者の要件）

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、管理者が別に定める雨水整備重点対策地区内において、対象施設を設置する建築物等の所

有者又は使用者（国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準ずる団体を除く。）で、当該対象施設の設置につき正当な権限を有するものであって、都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、当該各号に定める費用の額に3分の2を乗じて得た額（40,000円を限度とする。）とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 浸透施設 当該浸透施設の設置に要する費用（以下「設置工事費」という。）

(2) 貯留施設 当該貯留施設の本体及び附属材料の購入に要する費用（以下「購入費」という。）

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 浸透施設 次に掲げる書類

ア 設置場所の位置図

イ 浸透施設の構造図

ウ 設置工事費を証明する書類

エ 都道府県民税及び市区町村民税の滞納がないこと証明する書類

オ 雨水流出抑制施設設置同意書（様式第2号）（浸透施設を借地  
又は借家に設置する場合）

(2) 貯留施設 次に掲げる書類

ア 設置場所の位置図

イ 貯留施設の構造図

ウ 購入費を証明する書類

エ 都道府県民税及び市区町村民税の滞納がないことを証明する書  
類

オ 雨水流出抑制施設設置同意書（様式第2号）（貯留施設を借地  
又は借家に設置する場合）

（助成金の交付決定等）

第7条 管理者は、前条の規定により交付の申請があったときは、その  
内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の決定をした場合は、助成金を交付することを決定  
した者（以下「助成対象者」という。）に対しては様式第3号により、  
助成金を交付しないことを決定した者に対しては様式第4号により通  
知するものとする。

（助成事業の変更等）

第8条 助成対象者は、助成事業の内容を変更し、又は中止しようとする  
場合は、雨水流出抑制施設設置変更（中止）申請書（様式第5号）  
を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により助成事業の内容の変更又は中止の申請  
があった場合は、様式第6号により助成金の交付の決定を変更し、又

は助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(工事完了報告及び検査)

第9条 助成対象者は、雨水流出抑制施設の設置工事が完了した場合は、速やかに雨水流出抑制施設設置工事完了報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して管理者に提出し、当該工事がこの要綱の規定に適合するものであることについて検査を受けなければならない。

(1) 浸透施設 次に掲げる書類

ア 竣工構造図

イ 設置工事費に係る契約書等及び支払い領収書

ウ 浸透施設の設置前から設置完了後までの工事写真

(2) 貯留施設 次に掲げる書類

ア 購入費支払い領収書

イ 貯留施設の設置前及び設置後の状況写真

(助成金の確定)

第10条 管理者は、前条の検査の結果、当該工事が助成金の交付決定内容に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 助成対象者は、前条の規定による通知を受け取った場合は、多賀城市雨水流出抑制施設設置助成金交付請求書(様式第9号)により、速やかに助成金の交付を管理者に請求しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第12条 管理者は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(3) その他管理者が不相当と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により助成金の交付を取り消す場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずることができる。

(対象施設の管理等)

第13条 助成対象者は、対象施設の設置後5年間は、当該対象施設の適正な維持管理に努め、これを撤去してはならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間を短縮することができる。

2 助成対象者は、設置後5年以内に対象施設を撤去した場合は、速やかに雨水流出抑制施設撤去届出書(様式第10号)を管理者に提出するものとする。

(書類の整理等)

第14条 助成対象者は、助成事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該助成事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、上下水道部長が定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 6 月 1 日から施行し、令和 8 年度予算に係る助成金について適用する。